

市有財産譲与契約書(案)

譲与人 長浜市長 浅見 宣義（以下「甲」という。）と譲受人 ○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により無償譲与契約を締結する。

（譲与物件）

第1条 甲は、次の物件を現状有姿のまま乙に無償譲与し、乙はこれを譲り受けるものとする。

- (1) 財産の名称 大見いこいの広場
- (2) 種類及び数量 別添表のとおり
- (3) 財産の所在 滋賀県長浜市木之本町大見

（所有権の移転及び登記）

第2条 譲与物件の所有権は、令和9年4月1日付けで甲から乙に移転するものとし、譲与物件の登記に必要な手続きは、乙がその負担において行うものとする。

（本契約の効力の発生）

第3条 この契約は仮契約であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づく長浜市議会の議決のあったときから効力を生じるものとする。この場合、別に契約書を作成せず、この契約書をもって本契約書とする。

2 甲は、前項の規定による議決を得られなかった場合、これにより乙に生じた損害又は損失について、何ら賠償又は補償することは要しない。

（譲与物件の引渡し）

第4条 甲は、令和9年4月1日に譲与物件をその所在する場所において乙に引渡し、乙は、譲与物件の受領書を甲に提出するものとする。

（契約不適合責任）

第5条 乙は、この契約締結後において、譲与物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容と適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見しても、甲に対して履行の追完、代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（指定用途）

第6条 乙は、別途締結する譲与物件の敷地に関する事業用定期借地権設定契約（以下「借地契約」という。）が存続する期間中、譲与物件を野外活動施設の用に供する建物として使用しなければならない。（以下「指定用途」という。）

2 乙は、不可抗力その他やむを得ない理由により、指定用途を変更又は廃止しようとするときは、事前に書面をもって甲の承認を得なければならない。

（実地調査等）

第7条 甲は、譲与物件について、随時実地を調査し、又は所要の報告を求めることが

できる。この場合、乙は、調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(譲与の禁止)

第8条 乙は、甲の承認を得ないで譲与物件を第三者に譲渡し、又は譲与物件に賃借権その他の権利を設定してはならない。

(暴力団等の排除)

第9条 乙は、この契約の締結日において、長浜市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成24年長浜市告示第256号）第2条第2項に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に該当しないことを確約する。

2 甲は、乙が暴力団員等に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(原状回復義務)

第11条 甲が前2条の規定によりこの契約を解除した場合における譲与物件の取扱い及び原状回復等については、別途締結する譲与物件の敷地に関する事業用定期借地権設定契約（以下「借地契約」という。）第22条の定めに従うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が借地契約第22条ただし書の規定により原状に回復することを要しないと認めた場合（建物を存置させる場合）、乙は、甲の指示に従い、譲与物件（建て替え又は増改築後の建物を含む。）の所有権を無償で甲又は甲が指定する第三者に移転しなければならない。

(損害賠償)

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 乙は、第9条又は第10条の規定によりこの契約を解除された場合において、譲与物件を甲に返還するときは、当該物件に支出した必要費、有益費その他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(契約の費用)

第14条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、必要に応じ甲乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 長浜市八幡東町632番地
滋賀県長浜市
長浜市長 浅見 宣義

(乙)